

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

| 事業名         | 老人医療費支給事業  | 細事業名                | 新継区分              | 継続事業   |                                      |        |
|-------------|--|---------------------|-------------------|--|--------------------------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る  | 根拠法令等               | 南丹市老人医療費の支給に関する条例 |  |                                      |        |
|             | 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する   |                     |                   |  |                                      |        |
|             | (1)市民の健康づくりへの支援  |                     |                   |  |                                      |        |
| 事業計画期間      | 平成 24 年度 ～ 平成 26 年度  | 年度                  | 当該年度における事業の実施内容   | 当該年度に目指す成果・効果  | 事業費                                  |        |
| 現状の課題       | 医療が容易に受けられない高齢者の福祉増進への対応が求められる。  | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成23年度 予算現額       |  | 62,672                               |        |
|             |  |                     | 平成24年度            | 南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。 | 高齢者の医療費負担が軽減され、安心して暮らすことができ福祉の増進が図れる | 64,820 |
|             |  |                     | 平成25年度            | 南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。 | 高齢者の医療費負担が軽減され、安心して暮らすことができ福祉の増進が図れる | 66,700 |
|             |  |                     | 平成26年度            | 南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。 | 高齢者の医療費負担が軽減され、安心して暮らすことができ福祉の増進が図れる | 67,300 |
| 具体的な実施内容    | 南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。 |                     |                   |  |                                      |        |
| 事業の目的       | 医療が容易に受けられない高齢者に対し、医療費の一部を支給することにより、老人の福祉増進を図る。                                |                     |                   |  |                                      |        |
| 事業の効果       | 高齢者の医療費負担が軽減され、安心して暮らすことができ福祉の増進が図れる   |                     |                   |  |                                      |        |